

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県職員住宅管理規程の一部改正
総合事務所管理規程
- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧
- ◇選挙告示 候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
市町村職員共済組合第九選挙区の補欠選挙の当選人
市町村職員共済組合規約の変更について

訓令

鳥取県訓令第十六号

本庁内部部局
甲類附属機関

地方機関

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年八月三日

鳥取県知事 遠藤茂

別表中「」独身寮、鳥取市下横町一〇〇円を「」独

身寮鳥取市下横町二〇〇円に改める。

附則

この訓令は、昭和三十一年七月一日から適用する。

鳥取県訓令第十七号

本庁内部部局の長
甲類附属機関の長
地方機関の長

総合事務所管理規程を次のように定める。

昭和三十一年八月三日

鳥取県知事 遠藤茂

茂

総合事務所管理規程

(この規程の目的)

第一条 この規程は、鳥取県国有財産事務取扱規則（昭和二十九年七月鳥取県規則第二十九号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、総合事務所の適切な維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程で「総合事務所」とは、規則第六条第一項ただし書に規定する同一行政財産（建物）で、その所管が二以上の部にまたがるものをいう。

(管理者の職務)

第三条 管理者は、総合事務所の管理を統括し、庁舎内の事務所、事業所の長および分室主任（以下「各機関の長」という。）その他の団体の責任者に対して、管理上必要な指示を行い、管理の万全を期するものとする。

2 各機関の長は、管理者の管理上の指示に従わなければならない。

ばならない。

第四条 管理者は、各機関の長と協議して、火災その他の非常事態が発生した際の庁舎の管理に必要な職員の組織を作り、あらかじめ職員に周知徹底させておかなければならない。

第五条 管理者は、昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号（甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項）第三号の規定にかかわらず、庁舎に勤務する職員に対しあらかじめ当該機関の長の意見を聞いて、宿直および日直の勤務命令を行うことができる。

(委任)

第六条 管理者は、規則ならびにこの規程を実施するため、必要があると認めるときは、各機関の長と協議し、知事の承認を得て総合事務所の管理につき必要な規程を定めることができる。

附 則

この規程は、昭和三十一年八月三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、西伯郡大山町赤松伊沢百伸外十四人の者から赤松土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年八月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

ハ 土地改良事業計画書の写

ロ 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月四日から同年八月二十三日まで

三 縦覧の場所

西伯郡大山町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、気高郡青谷町八葉寺尾崎幸太郎外十四人の者から青谷町八葉寺土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年八月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

ハ 土地改良事業計画書の写

ロ 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月四日から同年八月二十三日まで

三 縦覧の場所

気高郡青谷町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議あるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された、昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年八月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

公職の候補者の選挙運動に關する収支に關する報告書要旨

一 選挙の種類 昭和三十一年七月八日執行参議院地方選出議員選挙

二期 間 六月 五日から 七月十七日まで 第一回分

三 報告書の要旨

候補者氏名	出納責任者	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額	差引	報告受理年月日
河崎 巖	高田 勝次	一、九三、三三六、〇〇〇 円	一、四三、八四八、〇〇〇 円	一、四四六、四八八、〇〇〇 円	三十一、七、二二三

四 主要な寄附者及び支出

一 寄附者

安田 勝栄	山本 達男	三、三六〇、〇〇〇	一	三、三六〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三十一、七、二二三
仲原 善一	山下 作蔵	五七、一〇〇、〇〇〇	二	一一、一〇〇、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三十一、七、二二三

候補者氏名

寄附の総額

寄附者の氏名又は団体名

職業

住所又は主たる事務所の所在地

一 河崎 巖

三四六、〇八八

三

国鉄政治連盟米子支部

米子市

七〇〇、〇〇〇

五

日本社会党本部

東京都

七〇〇、〇〇〇

一

国鉄政治連盟本部

鳥取市

二、〇〇〇

一

君野 俊平

弁護士

鳥取市

五、〇〇〇

一

山崎 季治

米子市

一二七、二五八

一

鳥取県労働組合協議会

米子市

一二、〇〇〇

一

日本農民組合総本部

東京都

一〇、〇〇〇

一

岡田 宗司

国会議員

五、〇〇〇

一

国鉄労働組合山地方本部

福知山市

五、〇〇〇

一

国鉄労働組合山地方本部

岡山市

二、〇〇〇

一

南 博

商業

米子市

一、五〇〇

一

河毛 市治

鳥取市

3 仲原 善一

五〇〇、〇〇〇

一

自民党本部

東京都

支出 出

候補者氏名

1 河崎 巖

支出の総額

件数

支出の目的

一五四、〇三〇 二九 人件費

一六、一四〇 三 事務所費

二二、一三七 五 通信費

三三、一七〇 一七 交通費

二四、九〇〇 二 印刷費

二二、五五〇 一三 広告費

一〇、〇四五 一一 文具費

四八、一三〇 一五 食糧費

三七、四六〇 一二 休泊費

五四、二八六 一一 雑費

2 安田 勝栄

三〇〇 一 事務所費

八四〇 一 通信費

一、二〇〇 一 印刷費

三〇〇 一 広告費

3 仲原 善一

四二〇 一 文具費

六八、九五〇 四九 人件費

三三、四七五 一二 事務所費

一〇、三七〇 九 個人演説会会
場費

六二、二三八 八 通信費

一一、八一 二四 交通費

三五、〇〇〇 二 印刷費

五〇、八五〇 八 広告費

六、一八四 四〇 文具費

二九、九七一 四〇 食糧費

六七、〇四九 一六 休泊費

五、六二七 二一 雑費

公 告

昭和三十一年七月二十七日執行した鳥取県市町村職員共
済組合組合会議員の市町村長側第九選挙区に於ける補欠
選挙の当選人を次の通り公告する。

昭和三十一年八月三日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出雅己

名和町長 木下 昇

鳥取県市町村職員共済組合規約の変更について昭和三十
一年六月十四日付で自治庁長官の認可を受けたので公告
する。

昭和三十一年八月三日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出雅己

組合規約の一部を改正する規約

組合規約の一部を次のとおり改正する。

第五条中「一八人」とあるを「二〇人」と改める。

第七条第二項中

とあるを

第四区	岩美郡	一
第五区	八頭郡	一
第六区	気高郡	一
第七区	東伯郡	一
第八区	西伯郡	一
第九区	日野郡	一

と改める。

第四区	境港市	一
第五区	岩美郡	一
第六区	八頭郡	一
第七区	気高郡	一
第八区	東伯郡	一
第九区	西伯郡	一
第十区	日野郡	一

第七条第三項中

第四区	岩美郡	一
第五区	八頭郡	一
第六区	気高郡	一
第七区	東伯郡	一
第八区	西伯郡	一
第九区	日野郡	一

とあるを

第四区	境港市	一
第五区	岩美郡	一
第六区	八頭郡	一
第七区	気高郡	一
第八区	東伯郡	一
第九区	西伯郡	一
第十区	日野郡	一

と改める。

附則第二項を削る。

附 則

この規約は、昭和三十一年六月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町
 印刷所 鳥取県鳥取市東町
 印刷所 鳥取県鳥取市東町